

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】 中西宏晃

【所属】 (助成決定時) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

【研究題目】 核不拡散義務の履行確保の新展開：原子力事故の予防義務への変容を手がかりに

【研究の目的】 (400字程度)

近年、国際原子力制度に関する国際法に新展開がみられる。その背景には、バラック・オバマ米国大統領が「核兵器の無い世界の実現」の一里塚として、最も起こりうる認識されている非国家主体による核テロ防止のために、原発保有国および新規参入国による厳格な核物質管理の国際協力体制の構築を呼びかけ、それが核セキュリティー・サミットや国際原子力機関の宣言ならびに行動計画・指針として結実したことが挙げられる。さらに、福島原子力発電所事故により、核セキュリティーは、核不拡散義務の文脈だけでなく、大規模な環境破壊を引き起こす原子力事故予防の観点から再構築されつつある。このような変容過程を素描することが求められている。

それに加え、核セキュリティーに対する社会的な関心は高いにもかかわらず、国内外の研究は国際政治学の領域に留まっており、いかなる予防措置が国際法上の義務であるか、または、どのような措置や義務が生じつつあるか、といった国際法学の視座から検討したものはほとんどない。

上記問題意識の下、本研究では、核不拡散義務の履行確保の文脈で原子力事故の予防義務の展開を検討することをその目的とする。

【研究の内容・方法】 (800字程度)

1) 理論研究

原子力事故を予防するための明確かつ詳細な(すなわち厳格な)措置を講じる義務を課す国際条約がないにもかかわらず、国際原子力機関の決議や行動計画・指針についての履行確保の実効性が高いということについて、先行学説ではいかなる説明がなされてきたかについて、とりわけ条約法や国家責任といった理論の観点から検討した。

2) 資料調査

核不拡散条約運用検討会議の最終文書や国際原子力機関の決議や行動計画・指針、そして関連する国際会議の宣言などについて、原子力事故を予防するための措置の態様ないし義務意識の程度がどのように変容してきたのかについて、原文資料や会議議事録、声明文なども加味して検討した。

3) 共同研究プロジェクトへの参画および実務家との意見交換

ドイツのケルン大学国際平和・安全保障法研究所と国際法協会との共同研究プロジェクトである、「核不拡散義務の履行確保の国際法上の諸課題」と題する二年間(2014年から2015年)の研究プロジェクトの第一回国際会議(2014年11月14-15日)の発表者の一人として参画した。また、国際原子力機関や経済協力開発機構原子力機関の原子力法の実務家が講師を務める、インド原子力法学会主催の冬季セミナー[2015年1月12-16日、テリー大学(在デリー、インド)]に参加し、意見交換を実施した。国内では、外務省や大学または研究所などの職員や研究員と広範な意見交換を実施した。

【結論・考察】 (400字程度)

核不拡散条約運用検討会議のみならず、核セキュリティー・サミットや福島原子力発電所事故を契機とした核不拡散義務の履行確保に関する発展過程を、国際会議や国際組織の決議や行動計画・指針、そして先行学説などを加味して多角的に検討した。それにより、原子力事故を予防する厳格な措置をとるよう各国に求める動きが盛んとなりつつあることに呼応して、とられるべき事故を予防するための措置の内容も明確化されつつあることがわかった。しかしながら、その事実をもってして、国際条約のような法的拘束力を有する

ものとして直ちに扱うことは時期尚早であると言わざるをえない。だが、国際法義務の結晶化の観点から、核不拡散義務の履行確保の文脈で展開しつつある原子力事故の予防義務ないしは措置の発展に関する今後の動向を注視していく必要がある。